

令和9砂糖年度以降のてん菜糖の交付対象数量等について

令和7年12月24日

農 林 水 産 省

1 てん菜糖のうち、交付金の対象となる数量及びその原料となるてん菜の支援規模（以下「交付対象数量」という。）に関して、「持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について」（令和4年12月決定）において、「今後検討する」とこととされていた令和8砂糖年度における特例数量は、56万トン（砂糖ベース）とする。

2 令和9砂糖年度以降の交付対象数量は、55万トンとする。

ただし、（独）農畜産業振興機構の砂糖勘定の収支、国際糖価、為替相場、甘味資源作物の作付面積、生産コスト、国内産糖量等の状況を勘案し、糖価調整制度の安定的な運営に支障が生ずる場合には、持続的なてん菜生産及び糖価調整制度の運営が可能な水準の交付対象数量となるよう、見直しを行うこととする。

3 制度の安定運営を図る観点から、産地において生産コストの削減に努めることとし、これに必要な支援を講ずるものとする。

また、てん菜糖業の持続的な経営のため、原料てん菜の集荷の効率化や、てん菜糖の流通の合理化等について、引き続き関係者と検討を行うものとする。